

臨時会

第5回臨時会

7月22日に臨時会を開会し、全議案を全会一致で可決しました。

○財産の取得（東矢本駅北地区第Ⅳ期（2次）災害公営住宅整備事業に関する建物等）

○平成28年度大曲浜地区被災市街地復興土地区画整理事業造成工事請負契約の締結

○平成28年度東松島市野蒜保育所災害復旧新築工事（建築工事）請負契約の締結

○（債）平成27年度東松島市矢本東地域交流センター建設工事請負変更契約の締結

○（債）平成27年度東松島市野蒜地域交流センター及び観光物産交流センター建設工事請負変更契約の締結



▲矢本東地域交流センター

賛否が分かれた議案

平成28年第3回定例会及び第5回臨時会において市長から提出された議案については、本会議や常任委員会では慎重審議し、全議案を全会一致で可決したため、賛否の分かれた議案はありませんでした。

●●議会を傍聴してみませんか●●

定例会は、年4回（2月・6月・9月・12月）開催されます。市民の皆さんに深く関わりのある議案が審議されます。また、市議会では、インターネットによる中継を行っています。議場で行われる本会議を生中継や録画映像で視聴できます。

※録画映像は、生中継終了後5日程度（土・日・祝日その他閉庁日を除く）でご覧になれます。

12月定例会日程(案)のお知らせ

12月 1日(木)	本会議
12月 5日(月)	本会議(一般質問)
12月 6日(火)	本会議(一般質問)
12月 7日(水)	本会議(一般質問)
12月12日(月)	本会議
12月15日(木)	本会議

請願・陳情をお出しになる方へ

市の行政などにおいて意見や要望があるとき、議会に請願や陳情を提出することができます。

Q&A

① 提出できる人は、だれでも提出できます。

② 提出の時期は、

随時受け付けておりますが、2月、6月、9月、12月の年4回開催される市議会定例会で審査されますので、各定例会が始まる前までに提出してください。

③ 請願と陳情の違いは、

◆ 請願は市議会議員1人以上の紹介が必要ですが、陳情は必要ありません。請願は担当の常任委員会等で審査をし、その審査結果をもとに本会議で採択（趣旨に賛成）、一部採択（趣旨の一部に賛成）、不採択（反対）かを決めます。採択された請願は、必要があると認める場合に、その結果を市長または関係機関に送ります。

◆ 陳情は請願と違い、紹介議員は必要としません。なお、東松島市議会の場合、議員より特に意見があれば議会運営委員会と協議し、特に意見が無い場合、各議員への配付および本会議での報告のみとなります。

また、この場合特に申し出が無い場合、陳情者への報告等はありませんので、陳情を提出する際は、議会事務局まで御相談ください。

請願・陳情を書くときの注意

- ① 用紙はなるべくA4判を使用してください。
- ② 請願・陳情者は、表題、趣旨、提出年月日、住所を書き、署名または記名押印してください。（法人では名称、代表者署名または記名法人印を押してください。）
- ③ 請願・陳情者が多数の場合は代表者を決め、署名簿を末尾につけてください。